

上里町地域公共交通活性化協議会分科会規程

平成29年11月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）

第10条第1項の規定に基づき、上里町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第3条各号に掲げる事項について、専門的な協議、調査又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第4条に掲げる委員の中から、会長が指名する。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により選任する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 分科会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員区分	
2号委員	一般旅客自動車運送事業者の代表者
3号委員	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
5号委員	住民及び地域公共交通の利用者の代表
9号委員	有識者